

学校法人浦山学園寄附行為

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人浦山学園と称す。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を富山県射水市三ヶ6 1 3 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、より良き社会の形成に自ら貢献できる人材を育成することを目的とする。

(設置する学校および施設)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

1. 富山福祉短期大学

社会福祉学科

看護学科

幼児教育学科

2. 富山情報ビジネス専門学校

商業実務専門課程

文化教養専門課程

工業専門課程

医療専門課程

2 この法人は、学生の臨床実習及び教員の臨床研究に資するために、次の掲げる施設を設置する。

1. 富山福祉短期大学訪問看護ステーション

2. 富山福祉短期大学ふくろう在宅クリニック

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

- 2 この法人に、評議員 6 名以上 11 名以内を置く。
評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。
- 3 この法人に、会計監査人 1 名以上 3 名以内を置く。

(理事選任機関)

第 6 条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は理事選任機関を招集しなければならない。

第 4 章 理事会及び理事

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長、校長のうちから評議員会において選任した者 2 名
- (2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 3 名以上 6 名以内
- 2 前項第 1 号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が 5 名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の任期)

第 8 条 理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第 9 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、該当理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第 10 条 理事は、第 7 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利を有する。

- 2 理事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない

(理事会の構成)

第11条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第12条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職する時も、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち1名を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも同様とする。
- 4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 5 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第15条 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を

要する場合はこの限りではない。

- 7 前2項の規程にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるとは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

- 第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 前条第2項及び第4項並びに第24条第2項の規程に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

- 第18条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合をのぞくほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の和の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) この寄附行為の変更
 - (2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - (3) 基本財産の処分
 - (4) 借入金（当該当会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
 - (5) 残余財産の帰属者の決定
 - 3 前2項の規程にかかわらず、次の決議には、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (2) この法人の合併
 - 4 理事は、書面又は電磁的通信方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

- 第19条 法令及びこの寄附行為の規程により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第20条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事のうちから互選された2名以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

第5章 監事

(監事の選任)

第21条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の任期)

第22条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第23条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

(監事の職務)

第24条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは、法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会および評議員会並びに文部科学大臣（該当報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む）に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(理事の行為の差止め)

第25条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者2名以上3名以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者2名以上3名以内
- (3) 学識経験者のうちから選任したもの2名以上4名以内
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(評議員の任期)

第27条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(評議員会の構成)

第29条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第30条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (6) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併

(開催)

第31条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月～6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第32条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

(招集手続の省略)

第33条 前条の規程にかかわらず、評議員会は評議員の全員の合意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(運営)

第34条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第35条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の和の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規程にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員の一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第36条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第37条 理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会にお

いて別段の議決がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第40条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続き)

第41条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規程による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第42条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第43条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第8章 予算及び事業計画等

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第44条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、原則として3年以上5年以内において理事会での定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

第9章 資産及び会計

(資産)

- 第45条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第46条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

- 第47条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

- 第48条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第49条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第50条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。

借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聞かなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第52条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規程にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第53条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能

- (3) 合併
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第54条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続き開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(情報の公表)

第56条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第58条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1. この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事 浦山 勇
宇野津市郎
多賀 弘
宮長 昊

酒井 健作

池田 直視

監 事 西野 竜雄

佐々木友三

2. この寄附行為は（昭和41年12月24日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は（昭和44年12月13日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は（昭和46年12月22日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は（昭和51年 3月17日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は（昭和51年 5月31日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は（昭和55年 7月23日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は（昭和61年 2月12日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は（昭和63年 7月20日）から施行する。

附 則

1. 平成7年6月7日付富山県知事認可のこの寄附行為は、平成7年6月7日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成8年12月19日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成12年 3月24日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成13年10月30日）から施行する。

ただし、第四条第2号の改正規定は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年 2月13日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、理事会承認の日（平成17年 1月29日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年 4月 1日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は（平成17年11月 1日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年 3月30日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成19年12月 3日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、理事会承認の日（平成21年 9月25日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年 3月 4日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成28年11月11日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成29年10月25日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、理事会承認の日（令和元年5月31日）から施行する。

附 則

1. 令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和2年10月29日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和5年3月28日）から施行する。

附 則

- 1 令和7年1月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に存在する役員又は評議員であつて、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 前項の附則については令和7年3月31日から施行する。
- 5 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であつて、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする6前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和7年3月14日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和7年3月21日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、理事会承認の日（令和7年2月28日）から施行する。

※登記は令和7年3月31日に変更

